

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 騎西鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	新 旧 別
<p>行田市大字埼玉字片原通 三五三一番一地从から 同市大字埼玉字下屋敷通 四六五四番一地从先まで</p>		区 間
<p>一三・〇〇〇 三三二・〇〇〇</p>	<p>七・一八〇 一〇・七〇〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四七八・三〇</p>		延 長 (メートル)
<p>交差点整備事業。</p>		備 考